

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

令和元年8月1日付けで災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、災害援護資金の貸付金の償還免除となる事由が拡大されたことに伴い、申請者が提出する書類を追加するため、小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

※災害援護資金とは、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活再建のために350万円を上限とし、一定の条件の下で貸付けを行う制度です。

2 内容

(1) 災害援護資金の貸付けの申請に係る申請書の変更

今回の法改正により、借受人から償還金の支払猶予や償還免除の申請を受けた際に、市町村は、その可否の判断のために、借受人の世帯全員及び保証人に係る収入状況や資産状況について、官公庁への税務情報等の調査を行うことができることとなりました。災害援護資金の貸付けの申請の際に提出する様式に、この調査についての申請者及び保証人の同意欄を設けることとします。

(2) 災害援護資金の各種申請に係る添付書類の追加

ア 貸付けの申請

災害援護金の貸付けの実施について、適正かつ客観的な判断を図るため、申請者が提出する書類に、貸付申請者の世帯全員（保証人を立てる場合にあっては、世帯全員及び保証人）の所得に関する証明書を加えることとします。

イ 償還金の支払猶予及び違約金の支払免除の申請

償還金の支払猶予及び違約金の支払免除の可否について、適正かつ客観的な判断を図るため、申請者が提出する書類に、災害、盗難、疾病、負傷等の事情を証する書類を加えることとします。

ウ 償還免除の申請

今回の法改正により、借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合に償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとされたことに伴い、償還の免除を受けようとする者が提出する書類に、借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと等を証する書類を加えることとします。

3 施行予定日

令和2年1月1日